

学校法人分科会の視点



多様な観点の分析による学生確保の見通しと適切な財務計画やリスクシナリオが検討されているか?

私学部私学行政課 専門官 **笹原 康平** ささはらこうへい ●2006年文部科学省入省。官房政策課、官房総務課、私学助成課総括係長、政策大学院組織マネジメント課長、高等教育政策室大学院振興専門官などを経て、2023年より現職。

将来にわたって安定的な運営ができるかが焦点

学校法人分科会は私立学校法に基づき、寄附行為が基準に適合しているかを審査します。審査の主な焦点は、財政計画と管理運営面です。私立学校の運営は自己資金によるところが大きい。ため、財政基盤がなければ、学費の急激な値上げや教育の質の低下を招き、学生に大きな影響を及ぼします。持続的な経営のために、十分な資金(原則、申請時点での現預金)があるのかや、財務状況や設置計画に係る財務計画の妥当性を確認します。大学設置分科会とは審査の観点が異なることから、申請等も別に行い、意見の伝達もそれぞれの分科会から行われます。両方から「可」の判定とならなければ、設置は認められません。

近年の課題としては、審査基準の改正後、初めての審査となった「学生の確保の見通し」で、合理性に欠ける説明もあった点です。単に記入欄が埋まっていればいいわけではなく、「手引」に示したように、募集エリアの人口動態や社会的な需要、競合校の状況など、将来を見据えての分析が求められています【図表2】。私学はその収入源の大半は学納金です。定員充足は、設置認可だけでなく、経営上、非常に重要な事項です。

まだ、学生確保の見通しに係る審査の観点が変更になって間もないこともあり、誤解されがちなのが、入学意向に関する説明です。「手引」で示した集計結果に基づく第1志望者数を示す必要はありますが、第1志望者だけで定員を満たすことを求めているわけではなく、例えば過去の自学実績で第2志望者の50%、第3志望者の10%が入学していれば、それらを入学見込みに加えることについて、説明することも可能です。また、申請時点では進路が明確でない高校3年生以外が調査対象であるため、申請以降の

【図表2】学生確保の見通しに関する審査で申請者が説明する内容(概要) ※2025年開設以降(2023年10月申請以降)

競合校の設定・分析	●競合校設定に関する分析内容(新設組織との類似性、誰に訴求するか等)を具体的な観点を示した上で、説明すること。 ●競合校との類似性や新設組織の優位性等について説明すること。
入学意向に関するアンケート調査(主に高校2年生を対象)	●学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性を説明すること。 ●アンケートにおいて5つの設問(①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向)及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析を行い、その結果を説明すること。
学生確保の取組の効果	●学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数を提示すること。
その他	●説明項目及び内容を整理し、順序を改めること。 ●最低限求めるデータを明示するとともに、その書式を統一すること。 (例)新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況(直近5年間) 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績等

*文部科学省「学生確保の見通しに関する審査【令和7年度開設審査からの変更点】」

オープンキャンパスで行ったヒアリングデータなどを分析し、必要に応じて補足説明することも可能です。

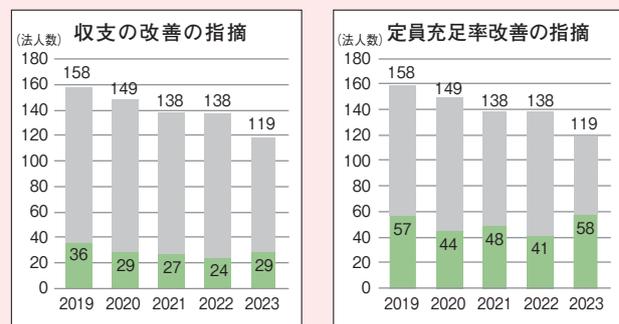
設置準備組織だけでなく、法人全体で臨むべき

近年のACの状況を見ると、マイナス収支と定員未充足の改善の指摘がめだちます【図表3】。収容定員充足率が0.5倍以下の学部等がある場合、新たな学部等の新設が認められません。経営状況が更に悪化する前に、その要因分析や対応策に取り組む必要があります。現在、大学や学部等を設置する際の寄附行為変更認可申請時にリスクシナリオの提出を求めています。申請時以外でも、損益分岐点となる学生数の算出、それを下回った際の財務シミュレーションなどリスクシナリオの検討も行っていきたいと思えます。また、教学監査の未実施など、ガバナンス面の指摘も少なくありません。2025年度から改正私学法が施行されるため、監事の役割などを含め、ガバナンスも一度、見直してみてください。

学部等の新設が経営を悪化させている例もあります。中教審特別部会では、設置認可の厳格化も議論されており、学校法人分科会の審査についても具体的な検討がされる予定です。一方、同特別部会では再編・統合についての議論もされており、例えば、定員未充足の状況にある大学等を統合した場合のパナルティ措置を緩和するための制度改善についての検討についても言及がされており、今後それらについても検討する予定です。

新設・改組を前向きな力にするには、構成員が自法人の状況を客観的に認識し、法人全体で方向性を一つにすることが大切です。安定した財政基盤がなければ、安定した教育はできません。設置認可を目的とするのではなく、その後の法人運営を想定して新設の計画に臨んでください。

【図表3】ACで指摘が付された法人 ※灰色は対象法人数、緑は該当法人数



緑は経常的な収支が継続してマイナス(赤字)となっていることから、収支の改善を図り、経営基盤の安定を求める指摘が付された法人
*文部科学省「大学等設置等に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果」(2019~2023年)

緑は入学定員の未充足(0.7倍未満)の学科※について、健全な法人経営の観点から改善等を求める指摘が付された法人
※新設学科だけではなく、既設の学科も対象